

令和 □ 年度

いじめ未然防止プログラム（活動のマトリクス）

苫前町立古丹別小学校

		ア 各教科や総合的な学習の時間、学級経営等との関連を図ったプログラム	イ 児童会活動や学校行事、子ども会議等との関連を図ったプログラム	ウ 道徳教育等（人権・情報モラルを含む）との関連を図ったプログラム	エ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム
① 絆づくり 児童が主体	【A 各教科や総合学習での主体的な学びの充実】 ・各教科等、特に生活科や総合的な学習において、気付きや課題設定・計画・調査・観察・まとめ・発表・問題解決等、主体的学びの充実を図る。	【B 集会活動の充実】 ・「1年生を迎える会」「6年生を送る会」「古小フェスティバル」などにおいて、異学年との交流を深めるため、児童会が中心となり、活動の計画や運営をする。	【C 標語や作文づくり】 ・いじめ・ネットトラブルに関するコンクールや「社会を明るくする運動」の標語や作文づくりの取組を通し、いじめを自分ごととして考え、それを表現する。	【D 社会教育事業への参加】 ・学社融合事業や社会教育主催のイベントに積極的に参加し、様々な人との関りを築く。	
	【E 話すこと・聞くことの指導の充実】 ・国語科を中心に、各教科等における話し合い活動の充実を図り、話し合いや発表の活動を活発にし、自分の思いや考えが話せるようにする。	【F 学校行事等の取組】 ・運動会や学芸会等の行事を通して、個のよさが発揮される役割を与えたり、一人一人が輝ける活動を工夫したりすることで、個に応じた出番や居場所をつくる。	【G 道徳教育の充実】 ・いじめ防止基本方針について教職員が共通理解を図るとともに、「特別の教科 道徳」を中心に全教育活動を通して、道徳教育（人権・情報モラル）等を推進する。	【H PTA・地域と触れ合う活動】 ・学級レクや地域参観日、学社融合事業などを通し、保護者・地域との触れ合いを通し、交流を深める。	
	【I 話し合いのルールや学習規律の定着】 ・話し合い活動の充実を図るとともに、落ち着いて学習に取り組めるよう、話し合いのルールや学習規律の定着を図るなど、環境を整える。	【J 児童会テーマの設定】 ・児童会が中心となり、楽しい学校にするための児童会テーマを話し合いにより決定し、それを校内に掲示し、児童会活動の1年間のめあてとする。	【K ポスター等の掲示】 ・いじめやネットトラブル根絶のポスターや、人権擁護など、いじめの未然防止に関わるポスターなどを、子どもたちの目につくところに掲示する。	【L 児童の頑張りを紹介】 ・子どもたちの活動の様子や作品等が掲載された新聞記事を廊下に掲示する。 ・学校だよりや学級通信で、子どもの様子を保護者・地域に伝える。	